

再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第 8 回）への意見

2018.9.12

高村ゆかり（名古屋大学）

先約がございまして 9 月 12 日開催の委員会に出席することができませんため、次の通り意見を提出いたします。

◎資料 2「コストダウンの加速化について」

*資料 2 の以下の 2 つの論点については、事務局の資料に言及がありますように、調達価格等算定委員会（算定委員会）において検討し、具体化するものと理解しており、そのようなものとして意見を提出いたします。

1. 目指すべきコスト水準について（スライド 14）

・コストダウンを加速化させること、そのために高い目標を掲げていくことには賛成である。他方、コスト低減のバリアが何かを分析し、そこに対処する施策なしには、価格目標の達成はおぼつかないし、現実的ではない価格目標となり、適正な調達価格の設定を難しくする。したがって、算定委員会に向けて、まずは、コスト低減のバリアが何かをより明確にする分析をお願いしたい。

・また、価格目標設定の基本的な考え方についてはおおむね賛成だが、価格目標の設定について、次の 3 点に留意して、算定委員会において検討することが必要と考える。第一には、価格目標の設定に当たって、「認定から運転開始までのリードタイム（例：運転開始期限）を考慮する」とあるが、電源ごとに（おそらく特に運転開始までのリードタイムが長い電源については）、事業の大枠のコスト水準が決定するタイミングを考慮して設定すべきである。第二には、発電事業について制度上新たな負担（例えば、この間の本委員会の議論の論点にもなっている発電側基本料金）が課される場合には、それに応じた価格目標の見直しが必要である。第三には、今回の資料でも参照されている民間調査機関の見通しについて、それぞれの見通しの想定、特に想定としている導入量や適用される政策についても精査した上で、検討することが必要である。

2. 入札制について

・コスト低減のための方策の一つとして入札制を活用することについて異論はない。ただし、コストダウンの加速化は、主力電源化に向けて、競争力ある電源として再エネを育て、導入を拡大していくためのものである。したがって、入札を含め、コストダウンのための施策は、短期的に、数的に限られたコスト安案件を開発させて終わるのではなく、再エネの継続的で着実な導入を進めながら、継続的で着実にコスト低減していける競争力を有す

る発電事業者を育てていくという観点から検討することが必要だと考える。

・事業用太陽光について（スライド 39）、入札をコストダウンの一つの方策として活用していくことに異論はない。ただ、その対象拡大の検討にあたっては、まずは、事業者への聞き取りなどを含めて、これまでの入札が十分に競争的な入札にならなかった原因・障壁の分析を行うべきである。その原因・障壁を把握し、対処することなしには、適切な入札制度が設計できないし、競争的な入札とはならずコスト低減がはかれない、または事業者が事業形成を諦め、導入が進まないおそれもある。こうした観点からは、これまでの入札制の結果についての検討をふまえて、コストダウンの方策として入札以外による価格設定の可能性やコストダウンのための事業環境整備についても、必要に応じて検討の対象とすべきである。

・（風力だけの問題ではないが）特に風力については、一定の持続的な市場の展開が見通せるよう国の導入の方向性が明確に示されること、系統アクセスの保証、系統工事の期間、負担金の明確化などの事業条件を明確にすることが、競争によるコストダウンを図るための事業環境条件として指摘されてきた。コストダウンの方策の一つとして入札を活用する可能性を検討する場合、これらの事業環境整備と並行して進めるべきである。上記のような事業環境が整わなければ、競争性のある入札とならずコストダウンは図れないし、入札は新たな事業リスクとなり、事業形成を停滞させるおそれもある。

・再エネ事業が地域において理解され、受容されることは、再エネの持続的導入にとって重要である。入札を活用する場合に、コストだけでなく、事業者が地域における事業の受容性を高める取組を適切に進めていることをどのように評価していくかは検討課題である。

◎資料 3「住宅用太陽光発電設備の FIT 買取期間終了に向けた対応」について

・事務局からの提案について基本的に賛成するが、次の点について追加的に要望したい。

1. 卒 FIT 太陽光の電源について、買取の切り替えに際して、電源所有者と小売事業者の契約以外に行うことが必要となる手続があるか、あればいかなる手続かを早急に明らかにすることが必要である。

2. 卒 FIT 太陽光電源を活用したビジネスの形成を促すために、これらが非化石証書の対象となるかどうか、その非化石価値をどのように取り扱うかについて早期に決める必要がある。それが明らかにならないと、具体的なメニュー（条件、買取価格など）の決定・発表に支障がでるおそれがある。今回示されたスケジュールの進行の妨げとならないよう、少なくとも卒 FIT 太陽光に関しては、大枠の方向性について早期に提示することが必要である。その場合、卒 FIT の太陽光由来であることがわかる情報が証書に示されることを要望する。

以上